

大郷町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

1. 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

区 分	大 郷 町					国（行政職俸給表（二））				民 間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全 体	46.4歳	13人	263,907円	290,344円	286,045円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち学校給食員	42.7歳	3人	262,352円	278,186円	278,186円					調理士	41.8歳	240,500円		
うち用務員	50.0歳	8人	273,224円	294,137円	294,137円					用務員	53.9歳	227,200円	287,307円	301,590円
うち自動車運転手	37.5歳	2人	228,968円	293,162円	265,218円					自家用乗用自動車運転者	50.4歳	166,800円	300,844円	342,883円

【項目説明】

- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。
- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- 「大郷町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 大郷町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります、その内訳は下表のとおりです。
- 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「大郷町」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当、初任給調整手当を加えた数値(特殊勤務手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

平均給与月額に計上されている諸手当

大郷町「平均給与月額」	大郷町「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査 における平均給与月額
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 単身赴任手当 特勤勤務手当 初任給調整手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当 を除いたもの。	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤勤務手当 初任給調整手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤勤務手当 初任給調整手当	職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

【注釈】

- 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。
- 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3ヵ年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2) 職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合 計
全 体	人	人	人	* 人	人	人	3 人	3 人	4 人	* 人	* 人	人	13 人
平均給与月額	円	円	円	257,351円	円	円	300,636円	294,698円	271,268円	285,919円	359,636円	円	290,344円
うち学校給食員	人	人	人	人	人	人	* 人	* 人	人	人	人	人	3 人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	279,735円	275,088円	円	円	円	円	278,186円
うち用務員	人	人	人	人	人	人	* 人	* 人	4 人	* 人	* 人	人	8 人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	342,438円	280,032円	271,268円	285,919円	359,636円	円	294,137円
うち自動車運転手	人	人	人	* 人	人	人	人	* 人	人	人	人	人	* 人
平均給与月額	円	円	円	257,351円	円	円	円	328,974円	円	円	円	円	293,162円

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(3) その他給与に関する事項

技能労務職員等に適用する給料表について

適用 給料 表	給 料 表 の 構 造
労務職給料表	国の行政職給料表(二)の1級から4級までを適用(国は5級)

技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数			
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
な し			

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手 当 名	国の制度と異なる手当の内容
な し	

技能労務職員等の昇格・昇給基準について

ア. 昇格基準について

必要経験年数を満たした職員の勤務実績等を所属長が判定し、決定している。

イ. 昇給基準について

毎年1月1日に前1年の勤務成績に応じ4号俸(平成22年までは3号俸)を標準として昇給。ただし、満55歳を超える者については2号俸(平成22年度までは1号俸)を標準として昇給する。

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

現在の人員を増員することなく、退職者の不補充や臨時職員等での対応を検討していく。
民間委託や学校の統合による人員の削減を実施する。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

同種の民間給与、類似団体における給与水準を参考に、適正な給与水準を保つ。
学校給食センターの民間委託や学校の統合による職種転換を含めた業務の見直しを実施する。